明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を定める省令（**文部科学・経済産業・環境**一）　一

〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二四五）　一
○雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**厚生労働**二二〇）　二
○災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件（**農林水産**八〇九）　二
○保安林の指定を解除する件（**同**八一〇、八一一）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**八一二～八一九）　三
○登録免許税法別表第一第百四号（一）から（七）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類の一部を改正する告示（**経済産業**八八）　三
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**六一一）　四
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（**防衛**一三〇）　五
○道路に関する件（**中部地方整備局**七八）　五
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一〇一）　六

〔人事異動〕
内閣　法務省　六

〔官庁報告〕
官庁事項　六
船員法第百条の十二第一項に規定する登録検査機関の登録（国土交通省）　六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生、所有者不明関係　六
特殊法人等
特定投資準備金の額の減少関係　六
会社その他

省令

文部科学省
経済産業省
環境省令第一号

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）附則第七条の二の規定により読み替えて適用する同令第五十二条第一項第二号の規定に基づき、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を次のように定める。

令和五年六月二十九日

文部科学大臣　永岡　桂子
経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　西村　明宏

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令の特例を定める省令

特別会計に関する法律施行令附則第七条の二の規定により読み替えて適用する同令第五十二条第一項第二号に掲げる事務は、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第二号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年経済産業省環境省令第四号）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一　特別会計に関する法律施行令第五十条第八項第七号及び第八号に規定する補助金の交付に関する事務のうち、科学技術の総合的な振興に係るもの　文部科学大臣

二　前号に規定する事務以外のもの　経済産業大臣

附　則

この省令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）の施行の日（令和五年六月三十日）から施行する。